

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年2月15日提出
【発行者名】	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 省吾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	明石 晃仁
【電話番号】	03 (6756) 4725
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券に 係るファンドの名称】	メロン世界新興国ソブリン・ファンド（年1回決算型）
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券の 金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年8月17日付をもって提出し、平成24年8月18日にその届出の効力が生じた有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項について、関係情報を新たな情報により訂正を行うため、本訂正届出書を提出いたします。

【訂正の内容】

第一部【証券情報】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。下線部____が訂正部分を示します。

（6）申込単位

<訂正前>

下記申込単位を最低単位として、販売会社が定めるものとします。

一般コース：1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位

自動継続投資コース：1万円以上1円単位

自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

取扱コースおよび申込単位は、販売会社によって異なります。販売会社の取扱コースおよび申込単位については、販売会社までお問い合わせください。

<訂正後>

販売会社が定める単位とします。

自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

取扱コースおよび申込単位は、販売会社によって異なります。販売会社の取扱コースおよび申込単位については、販売会社までお問い合わせください。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。下線部____が訂正部分を示します。

（1）ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

（省略）

ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は、下記の表のとおりです。

（注）社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分の詳細については、同協会ホームページをご覧ください。

<http://www.toushin.or.jp/>

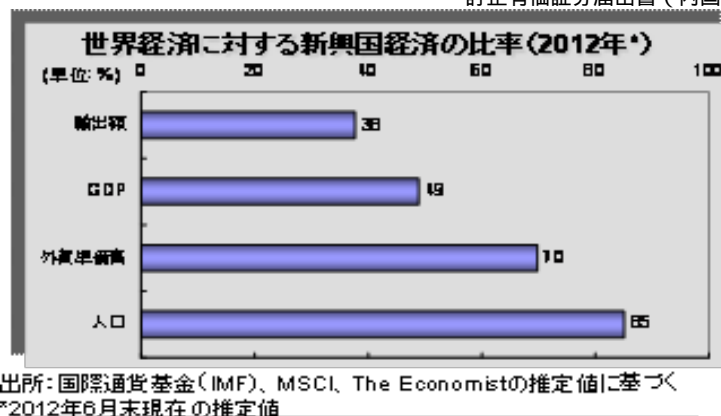
（省略）

ファンドの特色

- a. 当ファンドの運用はファミリーファンド方式により、主として新興国が発行した国債等（主として、現地通貨建てとしますが、米ドル建ておよびユーロ建ての国債等も含まれます。）に、投資することにより、安定的な収益確保を図ると共に、中長期的に着実な成長を目指します。

世界の中で重要な位置にある新興国

（図一部省略）



(注意) 上記は新興国を説明する参考資料です。

上記に表記された新興国に投資することをお約束するものではありません。

また、上記以外の新興国も投資対象国に含まれます。

(省略)

- c. 委託会社はマザーファンドの運用の指図に関する権限を、B N Yメロン・グループ*傘下の運用会社であるスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに委託します。

* B N Yメロン・グループとは、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションを最終親会社とするグループの総称です。以下同じ。



スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・ エル・エル・シー

スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーは、1933年、大恐慌のさなかの70余年前にボストンにて数人の創業者によって設立されました。当時は富裕層が非常に投資助言を必要としていた時期であり、同社は当初は緩やかに、後に急速に拡大し、2012年(平成24年)3月末現在で約919億米ドル(約8兆円、1米ドル=82.19円で換算)以上の資産を受託しております。現在債券運用のみに注力する約80名の運用プロフェッショナルが在籍し、世界各国の機関投資家が主な顧客となっております。ボストンの他に、現在ではピッツバーグやサンフランシスコにも運用拠点を有しております。

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションは、2007年7月1日に旧メロン・フィナンシャル・コーポレーションと旧バンク・オブ・ニューヨーク・カンパニー・インクが合併してできた会社です。両社はともに米国の金融業草創期から100年以上にわたる歴史を持ち、資産運用、アセット・サービスにおいてそれぞれ高い評価を得ています。また1980年代以来、B N Yメロン・グループの資産運用部門は運用会社の設立および買収を通じて成長を続け、伝統的なパッシブ・マネジャーからヘッジファンドまでそれぞれ専門性を持った複数の運用会社を傘下に有しています。

格付け：スタンダード&プアーズ社 A +、ムーディーズ社 A a 3

資産運用部門：約1.30兆米ドル（約107兆円）（注）

資産管理部門：約26.6兆米ドル（約2,186兆円）（注）

（注）2012年（平成24年）3月末現在、1米ドル = 82.19円で換算。

<訂正後>

（省略）

ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は、下記の表のとおりです。

（注）一般社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分の詳細については、同協会ホームページをご覧ください。

<http://www.toushin.or.jp/>

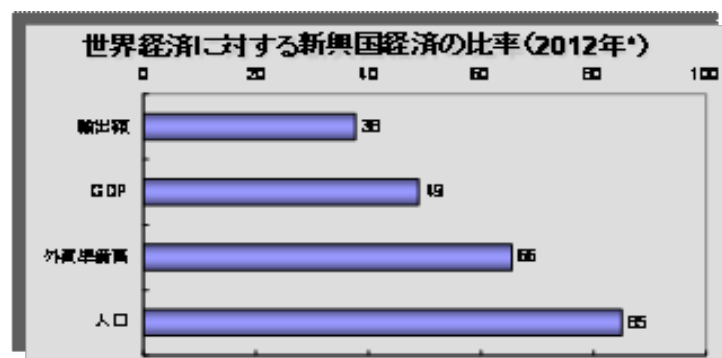
（省略）

ファンドの特色

- a. 当ファンドの運用はファミリーファンド方式により、主として新興国が発行した国債等（主として、現地通貨建てとしますが、米ドル建ておよびユーロ建ての国債等も含まれます。）に、投資することにより、安定的な収益確保を図ると共に、中長期的に着実な成長を目指します。

世界の中で重要な位置にある新興国

（図一部省略）



出所：国際通貨基金(IMF)、MSCI、The Economistの推定値に基づく

*2012年12月末現在の推定値

（注意）上記は新興国を説明する参考資料です。

上記に表記された新興国に投資することをお約束するものではありません。

また、上記以外の新興国も投資対象国に含まれます。

（省略）

- c. 委託会社はマザーファンドの運用の指図に関する権限を、B N Yメロン・グループ*傘下の運用会社であるスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに委託します。

* B N Yメロン・グループとは、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションを最終親会社とするグループの総称です。以下同じ。



スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー

スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーは、1933年、大恐慌のさなかにボストンにて数人の創業者によって設立されました。当時は富裕層が非常に投資助言を必要としていた時期であり、同社は当初は緩やかに、後に急速に拡大し、2012年（平成24年）9月末現在で約1,036億米ドル（約8兆円、1米ドル＝77.60円で換算）以上の資産を受託しております。現在債券運用のみに注力する約90名の運用プロフェッショナルが在籍し、世界各国の機関投資家が主な顧客となっております。ボストンの他に、現在ではピッツバーグやサンフランシスコにも運用拠点を有しております。

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションは、2007年7月1日に旧メロン・フィナンシャル・コーポレーションと旧バンク・オブ・ニューヨーク・カンパニー・インクが合併してできた会社です。両社はともに米国の金融業草創期から100年以上にわたる歴史を持ち、資産運用、アセット・サービスにおいてそれぞれ高い評価を得ています。また1980年代以来、B N Yメロン・グループの資産運用部門は運用会社の設立および買収を通じて成長を続け、伝統的なパッシブ・マネジャーからヘッジファンドまでそれぞれ専門性を持った複数の運用会社を傘下に有しています。

格付け：スタンダード&プアーズ社 A +、ムーディーズ社 A a 3

資産運用部門：約1.36兆米ドル（約106兆円）（注）

資産管理部門：約27.9兆米ドル（約2,165兆円）（注）

（注）2012年（平成24年）9月末現在、1米ドル＝77.60円で換算。

（3）ファンドの仕組み 委託会社の概況

<訂正前>

（省略）

c . 資本金の額（平成24年7月末現在）

（省略）

e . 大株主の状況（平成24年7月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
B N Yメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	英国 EC4V 4LA ロンドン、クィーンビクトリアストリート 160、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・センター	15,900株	100%

<訂正後>

（省略）

c . 資本金の額（平成25年1月末現在）

（省略）

e . 大株主の状況（平成25年1月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
-----	----	-------	------

BNYメロン・インベストメント・マネジメント（アジア・パシフィック）ホールディングス・リミテッド	英国 EC4V 4LA ロンドン、クィーンビクトリアストリート 160、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・センター	15,900株	100%
--	--	---------	------

2【投資方針】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。下線部____が訂正部分を示します。

（3）運用体制

<訂正前>

委託会社の運用体制

（省略）

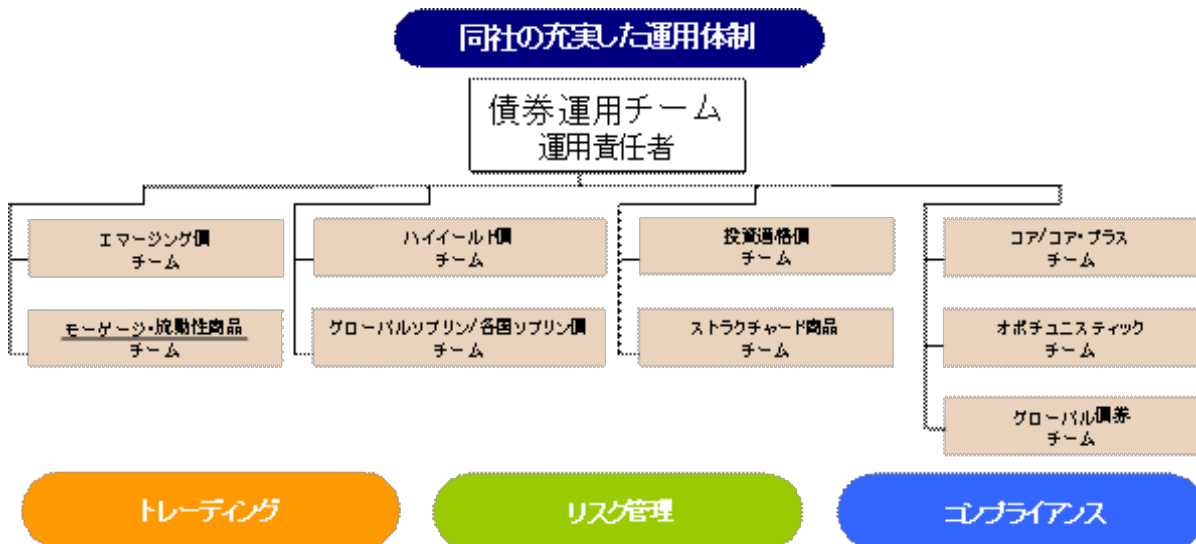
（図省略）

（省略）

（注）上記の運用体制は平成24年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメントの運用体制

（省略）



※各セクター毎に専任のポートフォリオ・マネージャーおよびアナリストを中心としたチームで運用を行っています。

出所：スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント

（注）上記の運用体制は平成24年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

<訂正後>

委託会社の運用体制

（省略）

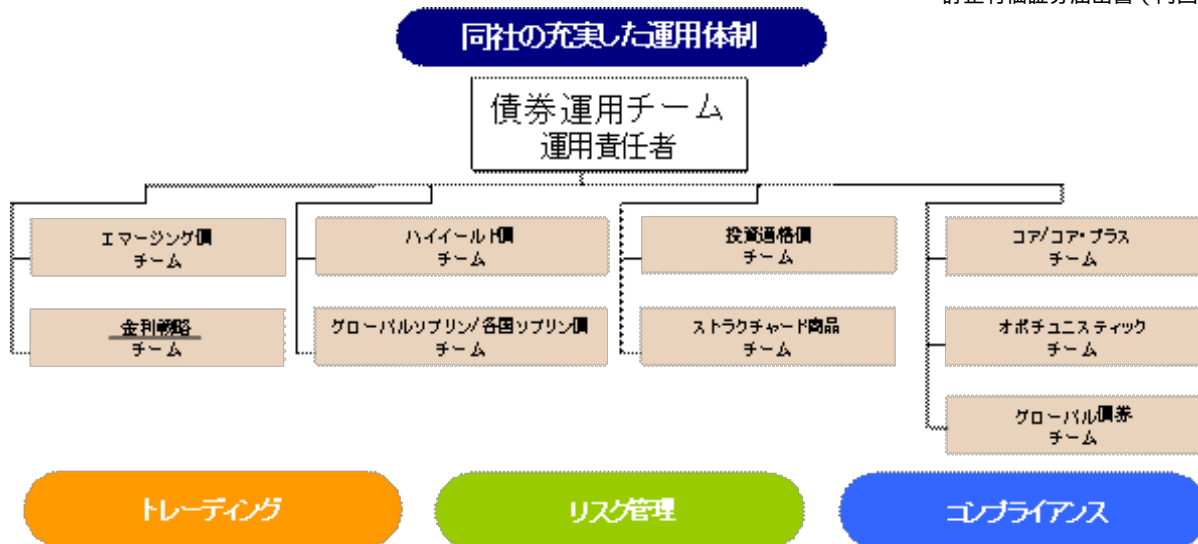
（図省略）

（省略）

（注）上記の運用体制は平成25年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメントの運用体制

（省略）



※各セクター毎に専任のポートフォリオ・マネージャーおよびアナリストを中心としたチームで運用を行っています。

出所：スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント

（注）上記の運用体制は平成24年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

3【投資リスク】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。
下線部___が訂正部分を示します。

（2）リスク管理体制

<訂正前>

（省略）

（表省略）

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。

（図省略）

（注）上記の管理体制は平成24年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考）投資顧問会社（スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント）のリスク管理体制

（省略）

（注）上記の管理体制は平成24年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

<訂正後>

（省略）

（表省略）

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。

（図省略）

（注）上記の管理体制は平成25年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考）投資顧問会社（スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント）のリスク管理体制

（省略）

（注）上記の管理体制は平成24年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、<訂正前>の内容から<訂正後>の内容に訂正します。
下線部___が訂正部分を示します。

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(省略)

個人、法人別の課税の取扱いについて

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

a. 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

2. 一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額または償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）は譲渡所得とみなされ、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告は不要です。

上記1.および2.の10%の税率は、平成26年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。なお、復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日以降は10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）、軽減税率の適用終了後の平成26年1月1日以降平成49年12月31日までは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率となる予定です。

3. 損益通算について

(省略)

b. 法人の受益者に対する課税

・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額は、7%（所得税7%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

・ 上記7%の税率は、平成26年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。なお、復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日以降は7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）、軽減税率の適用終了後の平成26年1月1日以降平成49年12月31日までは15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率となる予定です。

・ 益金不算入制度は適用されません。

(注) 「課税上の取扱い」の内容は平成24年7月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。課税上の取扱い等については、税務専門家に相談することをお勧めします。

<訂正後>

(省略)

個人、法人別の課税の取扱いについて

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

a. 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得となり、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

2. 一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額または償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）は譲渡所得とみなされ、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告は不要です。

上記1.および2.の10.147%の税率は、軽減税率適用終了後の平成26年1月1日以降平成49年12月31日までは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

3. 損益通算について

(省略)

b. 法人の受益者に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額は、7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。
- ・ 上記7.147%の税率は、軽減税率適用終了後の平成26年1月1日以降平成49年12月31日までは15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率となる予定です。
- ・ 益金不算入制度は適用されません。

（注）「課税上の取扱い」の内容は平成25年1月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。課税上の取扱い等については、税務専門家に相談することをお勧めします。

5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を、以下の内容に更新します。

<更新後>

(1) 投資状況

(平成24年12月28日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	299,855,653	100.22
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		653,635	0.22
合計(純資産総額)		299,202,018	100.00

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の比率です。

<参考情報>メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド

(平成24年12月28日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	ペルー	6,040,833,546	16.83
	南アフリカ	5,535,501,169	15.43
	トルコ	4,805,973,165	13.39
	ブラジル	3,981,404,201	11.09
	コロンビア	3,742,923,002	10.43
	メキシコ	2,766,047,870	7.71
	ハンガリー	1,996,603,924	5.56
	ナイジェリア	1,960,405,557	5.46
	フィリピン	809,385,450	2.26
	ポーランド	688,971,962	1.92
	ウルグアイ	174,307,734	0.49
	小計		32,502,357,580
社債券	ルクセンブルク	2,114,058,112	5.89
	アイルランド	313,404,000	0.87
	小計	2,427,462,112	6.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		956,620,860	2.67
合計(純資産総額)		35,886,440,552	100.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成24年12月28日現在)

順位	銘柄名	国/地域	種類	数量	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	259,009,807	0.9446	244,681,140	1.1577	299,855,653	100.22

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別投資比率

(平成24年12月28日現在)

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.22
合計	100.22

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。（平成24年12月28日現在）

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。（平成24年12月28日現在）

<参考情報>メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド 投資有価証券の主要銘柄

（平成24年12月28日現在）

銘柄名	利率（％）	償還期限	国／地域	種類	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
12%COLOMBIA REP	12	2015/10/22	コロンビア	国債証券	49,365,000,000	6.06	2,993,197,410	5.96	2,944,414,917	8.20
10.5% SAGB 12/21/2026	10.5	2026/12/21	南アフリカ	国債証券	216,985,000	1,211.32	2,628,398,875	1,313.14	2,849,334,011	7.94
13.5% SAGB 09/15/2015	13.5	2015/9/15	南アフリカ	国債証券	218,415,000	1,233.67	2,694,529,722	1,229.84	2,686,167,158	7.49
10% BRAZIL NTN-F	10	2017/1/1	ブラジル	国債証券	5,715,000	44,328.46	2,533,372,014	46,560.37	2,660,925,444	7.41
8.2% PERUGB 08/12/2026	8.2	2026/8/12	ペルー	国債証券	51,325,000	4,227.55	2,169,795,016	4,769.61	2,448,002,871	6.82
8.6% PERUGB 08/12/2017	8.6	2017/8/12	ペルー	国債証券	47,015,000	4,065.13	1,911,221,245	4,201.78	1,975,470,675	5.50
11% TURKEY GOVT BO 8/14	11	2014/8/6	トルコ	国債証券	36,255,000	5,052.29	1,831,711,043	5,210.52	1,889,076,201	5.26
7.5% OJSC RUSS AGR1 3/13	7.5	2013/3/25	ルクセンブルク	社債券	610,300,000	287.20	1,752,787,092	286.82	1,750,475,032	4.88
9.91% PERUGB 05/05/2015	9.91	2015/5/5	ペルー	国債証券	41,025,000	3,974.25	1,630,436,883	3,942.37	1,617,360,000	4.51
10% TURKEY GOVT BO 12/13	10	2013/12/4	トルコ	国債証券	21,900,000	4,947.82	1,083,573,149	5,026.68	1,100,843,358	3.07
10% BRAZIL NTN-F 21/01	10	2021/1/1	ブラジル	国債証券	2,136,000	43,380.45	926,606,463	46,606.97	995,524,905	2.77
10% TURKEY GOVT BO 6/15	10	2015/6/17	トルコ	国債証券	17,400,000	4,944.43	860,331,864	5,259.87	915,218,006	2.55
10.5% TURKEY GOVT BO1/20	10.5	2020/1/15	トルコ	国債証券	15,200,000	5,486.29	833,916,384	5,926.55	900,835,600	2.51
7.5% HGB 11/12/2020	7.5	2020/11/12	ハンガリー	国債証券	2,050,460,000	37.38	766,479,745	43.25	886,848,202	2.47
16% NIGERIA T-BONO 6/19	16	2019/6/29	ナイジェリア	国債証券	1,356,030,000	62.93	853,472,577	64.73	877,826,020	2.45
6.25% PHILIPPINES 1/36	6.25	2036/1/14	フィリピン	国債証券	321,000,000	226.12	725,873,127	252.14	809,385,450	2.26
5.75% POLGB 09/22	5.75	2022/9/23	ポーランド	国債証券	20,830,000	2,872.49	598,340,687	3,307.59	688,971,962	1.92
7% HUNGARY GOVT 6/22	7	2022/6/24	ハンガリー	国債証券	1,515,350,000	35.81	542,673,991	42.20	639,528,644	1.78
10% MBONO 12/05/2024	10	2024/12/5	メキシコ	国債証券	67,500,000	937.32	632,696,406	933.64	630,208,746	1.76
8.5% MBONO 05/31/2029	8.5	2029/5/31	メキシコ	国債証券	66,680,000	763.64	509,200,686	837.95	558,749,573	1.56
9.85% COLOMBIA REP	9.85	2027/6/28	コロンビア	国債証券	6,750,000,000	7.03	474,994,800	7.67	517,816,800	1.44
16.39%NIGERIA T-BONO1/22	16.39	2022/1/27	ナイジェリア	国債証券	749,690,000	66.82	501,017,563	68.36	512,525,568	1.43
6% HUNGARY GOVT 11/23	6	2023/11/24	ハンガリー	国債証券	1,202,170,000	32.43	389,981,110	39.11	470,227,078	1.31
10% MEXICAN BONOS 11/36	10	2036/11/20	メキシコ	国債証券	46,600,000	852.89	397,448,091	962.91	448,717,869	1.25
15.1% NIGERIA BONO 4/17	15.1	2017/4/27	ナイジェリア	国債証券	735,405,000	59.50	437,638,810	60.90	447,872,676	1.25
8.5%MEXICAN BONO11/18/38	8.5	2038/11/18	メキシコ	国債証券	51,870,000	747.45	387,706,227	844.23	437,903,781	1.22
8.625% OJSC RUSS AG 2/17	8.625	2017/2/17	ルクセンブルク	社債券	124,200,000	287.35	356,899,567	292.74	363,583,080	1.01
9.5% MBONO 12/18/2014	9.5	2014/12/18	メキシコ	国債証券	48,883,000	740.90	362,174,882	727.03	355,395,705	0.99
7.75% MEXICAN BONOS 5/31	7.75	2031/5/29	メキシコ	国債証券	42,980,000	723.42	310,929,440	779.60	335,072,196	0.93

8.3% RZD CAPITAL LT 4/19	8.3	2019/4/2	アイルランド	社債券	105,000,000	280.82	294,870,975	298.48	313,404,000	0.87
--------------------------	-----	----------	--------	-----	-------------	--------	-------------	--------	-------------	------

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

種類別投資比率

（平成24年12月28日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	90.57
社債券	6.76
合計	97.33

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。（平成24年12月28日現在）

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。（平成24年12月28日現在）

（3）運用実績

純資産の推移

平成24年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産額の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期末	（平成20年 5月19日）	740,458,946	740,458,946	0.9960	0.9960
第2期末	（平成21年 5月18日）	711,720,069	711,720,069	0.8240	0.8240
第3期末	（平成22年 5月17日）	616,669,010	616,669,010	0.9469	0.9469
第4期末	（平成23年 5月17日）	504,084,218	504,084,218	0.9360	0.9360
第5期末	（平成24年 5月17日）	309,992,450	309,992,450	0.8866	0.8866
第6期中間期末	（平成24年11月17日）	304,177,676	304,177,676	0.9680	0.9680
	平成23年12月末日	322,184,317	-	0.8241	-
	平成24年 1月末日	334,717,420	-	0.8667	-
	平成24年 2月末日	387,596,536	-	0.9477	-
	平成24年 3月末日	317,782,087	-	0.9447	-
	平成24年 4月末日	328,377,886	-	0.9392	-
	平成24年 5月末日	296,472,557	-	0.8480	-
	平成24年 6月末日	307,345,904	-	0.8791	-
	平成24年 7月末日	309,984,976	-	0.9073	-
	平成24年 8月末日	325,681,881	-	0.9075	-
	平成24年 9月末日	325,263,110	-	0.9313	-
	平成24年10月末日	328,738,358	-	0.9580	-
	平成24年11月末日	281,820,948	-	0.9970	-
	平成24年12月末日	299,202,018	-	1.0768	-

（注）月末日とはその月の最終営業日を指します。

分配の推移

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期（平成20年 2月29日～平成20年 5月19日）	0
第2期（平成20年 5月20日～平成21年 5月18日）	0
第3期（平成21年 5月19日～平成22年 5月17日）	0
第4期（平成22年 5月18日～平成23年 5月17日）	0
第5期（平成23年 5月18日～平成24年 5月17日）	0
第6期中間（平成24年 5月18日～平成24年11月17日）	該当事項はありません

収益率の推移

計算期間	収益率（％）
第1期（平成20年 2月29日～平成20年 5月19日）	0.4
第2期（平成20年 5月20日～平成21年 5月18日）	17.3
第3期（平成21年 5月19日～平成22年 5月17日）	14.9

第4期(平成22年 5月18日～平成23年 5月17日)	1.2
第5期(平成23年 5月18日～平成24年 5月17日)	5.3
第6期中間(平成24年 5月18日～平成24年11月17日)	9.2

(注) 収益率は、計算期間末の分配付基準価額から直前の計算期間末の分配落基準価額(「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して計算しています。なお、第1期については、前期末基準価額を1万口当たり10,000円として計算しています。

(4) 設定及び解約の実績

(単位:口)

計算期間	設定口数	解約口数	残存口数
第1期(平成20年 2月29日～平成20年 5月19日)	744,500,922	1,036,329	743,464,593
第2期(平成20年 5月20日～平成21年 5月18日)	722,944,261	602,682,445	863,726,409
第3期(平成21年 5月19日～平成22年 5月17日)	219,334,740	431,778,142	651,283,007
第4期(平成22年 5月18日～平成23年 5月17日)	89,346,955	202,072,910	538,557,052
第5期(平成23年 5月18日～平成24年 5月17日)	69,046,364	257,973,331	349,630,085
第6期中間(平成24年 5月18日～平成24年11月17日)	21,215,900	56,606,331	314,239,654

(注1) 第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

(注2) 上記数字は全て本邦内における設定および解約の実績です。

(参考情報) 運用実績

3 運用実績

(2012年12月28日現在)

基準価額・純資産総額の推移（設定日（2008年2月29日）～2012年12月28日）



2012年12月28日現在

基準価額	10,768円
純資産総額	2.9億円

分配の推移

2008年5月	0円
2009年5月	0円
2010年5月	0円
2011年5月	0円
2012年5月	0円
設定来累計	0円

(注)1万口当たり、税引き前

主要な資産の状況

銘柄	国/地域	種類	投資比率(%)
1 メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	100.22

メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド

組入上位10銘柄

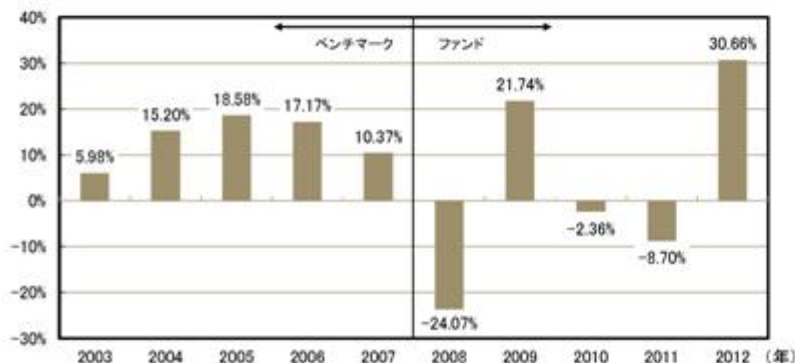
銘柄名	国/地域	種類	投資比率(%)
1 12%COLOMBIA REP	コロンビア	国債証券	8.20
2 10.5% SAGB 12/21/2026	南アフリカ	国債証券	7.94
3 13.5% SAGB 09/15/2015	南アフリカ	国債証券	7.49
4 10% BRAZIL NTN-F	ブラジル	国債証券	7.41
5 8.2% PERUGB 08/12/2026	ペルー	国債証券	6.82
6 8.6% PERUGB 08/12/2017	ペルー	国債証券	5.50
7 11% TURKEY GOVT BO 8/14	トルコ	国債証券	5.26
8 7.5% OJSC RUSS AGRI 3/13	ルクセンブルク	社債券	4.88
9 9.91% PERUGB 05/05/2015	ペルー	国債証券	4.51
10 10% TURKEY GOVT BO 12/13	トルコ	国債証券	3.07

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別組入比率

種類	投資比率(%)
国債証券	90.57
社債券	6.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	2.67
合計	100.00

年間収益率の推移（暦年ベース）



(注1)2008年は設定日(2月29日)から年末までの収益率です。

(注2)2003年から2007年は、ベンチマークの収益率です。

(注3)ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

- ・運用実績等について、別途月次等で開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページで閲覧することができます。
- ・運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。
下線部____が訂正部分を示します。

(2) 受益権の申込み

<訂正前>

(新設)

申込単位は、下記申込単位を最低単位として、販売会社が定めるものとします。

一般コース：1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位

自動継続投資コース：1万円以上1円単位

自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

申込金額は、申込価額に、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

ご購入代金のお支払いに関しては、販売会社までお問い合わせください。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

(省略)

<訂正後>

取得申込みには、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受取るコース（以下「一般コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「自動継続投資コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）の2つのコースがあります。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

(削除)

自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

一般コースの場合、申込金額（申込価額に取得申込口数を乗じて得た金額）と合わせて申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額をお支払いいただきます。

自動継続投資コースの場合、申込代金をご指定いただき、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を申込代金の中から差引かせていただきます。

ご購入代金のお支払いに関しては、販売会社までお問い合わせください。

取扱コースおよび申込単位は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

(省略)

3【資産管理等の概要】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、<訂正前>の内容から<訂正後>の内容に訂正します。
下線部___が訂正部分を示します。

(1) 資産の評価

基準価額の算定

<訂正前>

当ファンドの基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

(省略)

<訂正後>

当ファンドの基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

(省略)

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」について、末尾に下記の内容および中間財務諸表を追加します。

<追加>

（中間財務諸表）

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示されております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間計算期間（平成24年5月18日から平成24年11月17日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

メロン世界新興国ソブリン・ファンド（年1回決算型）

(1) 【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第6期中間計算期間末 （平成24年11月17日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	432,304
親投資信託受益証券	303,853,543
未収入金	3,067,696
流動資産合計	307,353,543
資産合計	307,353,543
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	84,149
未払委託者報酬	2,692,637
その他未払費用	399,081
流動負債合計	3,175,867
負債合計	3,175,867
純資産の部	
元本等	
元本	314,239,654
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	10,061,978
（分配準備積立金）	60,408,765
元本等合計	304,177,676
純資産合計	304,177,676
負債純資産合計	307,353,543

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期中間計算期間 （自 平成24年 5月18日 至 平成24年11月17日）
営業収益	
受取利息	9
有価証券売買等損益	31,020,136
営業収益合計	31,020,145
営業費用	
受託者報酬	84,149
委託者報酬	2,692,637
その他費用	399,081
営業費用合計	3,175,867
営業利益	27,844,278
経常利益	27,844,278

中間純利益	27,844,278
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	2,957,542
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	39,637,635
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,316,181
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,316,181
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,627,260
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,627,260
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	10,061,978

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
--------------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第6期中間計算期間末 (平成24年11月17日現在)
1. 受益権の総数	314,239,654口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第55条の6第10号に規定する額	10,061,978円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9680円 (9,680円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第6期中間計算期間 (自平成24年5月18日 至平成24年11月17日)
1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	568,439円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

項目	第6期中間計算期間末 (平成24年11月17日現在)
期首元本額	349,630,085円
期中追加設定元本額	21,215,900円
期中一部解約元本額	56,606,331円

(参考情報)

当ファンドは、「メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、平成24年11月17日現在における同親投資信託の状況は次の通りです。

「メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(平成24年11月17日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	209,610,317
金銭信託	604,095
コール・ローン	169,143,211
国債証券	31,688,623,606
社債券	2,424,606,901
派生商品評価勘定	143,229,984
未収入金	258,768,333
未収利息	598,752,485
前払費用	71,369,828
流動資産合計	35,564,708,760
資産合計	35,564,708,760
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	249,337,759
未払解約金	461,710,032
流動負債合計	711,047,791
負債合計	711,047,791
純資産の部	
元本等	
元本	33,561,418,265
剰余金	
剰余金又は欠損金()	1,292,242,704
元本等合計	34,853,660,969
純資産合計	34,853,660,969
負債純資産合計	35,564,708,760

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>・国債証券、社債券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売り気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
--------------------	--

2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 為替先渡取引（直物為替先渡取引を含む） 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしております。 ・ 外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、開示対象ファンドの中間計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約取引のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。 ・ 貸借対照表は、平成24年11月17日現在のものであります。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年5月18日から翌年5月17日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成24年11月17日現在）
1. 受益権の総数	33,561,418,265口
2. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0385円 (10,385円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国債証券、社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。 (3) 金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（通貨関連）

区分	種類	（平成24年11月17日現在）		
		契約額等（円）	時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		

市場取引 以外の取引	為替先渡取引 買建				
	ブラジルレアル	558,926,240	-	549,821,250	9,104,990
	チリペソ	460,156,734	-	459,022,858	1,133,876
	コロンビアペソ	1,391,744,254	-	1,396,107,823	4,363,569
	マレーシアリングギット	3,711,461,601	-	3,698,529,447	12,932,154
	ペルーヌエボソル	181,607,266	-	182,605,275	998,009
	フィリピンペソ	389,074,315	-	389,280,247	205,932
	ロシアルーブル	1,981,842,701	-	1,955,107,932	26,734,769
	売建				
	ブラジルレアル	1,313,698,425	-	1,292,520,968	21,177,457
	コロンビアペソ	5,488,564,780	-	5,497,311,252	8,746,472
	マレーシアリングギット	254,118,740	-	254,258,173	139,433
	ペルーヌエボソル	3,315,581,916	-	3,299,380,784	16,201,132
	フィリピンペソ	216,644,451	-	216,253,693	390,758
	為替予約取引 買建				
	米ドル	4,047,710,100	-	4,125,516,175	77,806,075
	メキシコペソ	2,010,865,460	-	2,011,682,100	816,640
	ユーロ	608,635,775	-	608,484,200	151,575
	トルコリラ	88,148,424	-	89,960,000	1,811,576
	ハンガリーフォリント	536,846,798	-	528,052,815	8,793,983
ポーランドズロチ	2,737,464,800	-	2,715,001,200	22,463,600	
売建					
米ドル	6,258,313,257	-	6,389,167,278	130,854,021	
ユーロ	263,076,650	-	263,814,700	738,050	
トルコリラ	1,560,917,200	-	1,587,794,000	26,876,800	
南アフリカランド	2,149,197,750	-	2,130,406,950	18,790,800	
合計	-	-	-	106,107,775	

(注) 時価の算定方法

- 為替先渡取引については、以下のように評価しております。
為替先渡取引の残高表示は、想定元本に基づいて表示しております。
為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 為替予約取引については以下のように評価しております。
本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - 同期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - 同期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - 同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
 同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
上記取引でヘッジ会計が適用されるものはありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

本書における開示対象ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	(平成24年11月17日現在)
期首元本額	51,276,645,001円
期中追加設定元本額	365,082,457円
期中一部解約元本額	18,080,309,193円
期末元本額	33,561,418,265円
元本の内訳(注)	
メロン世界新興国ソブリン・ファンド	32,713,159,895円
メロン世界新興国ソブリン・ファンド (年1回決算型)	292,588,872円
スタンディッシュ・メロン世界新興国 ソブリン・ファンド(適格機関投資家限定)	555,669,498円

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2【ファンドの現況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」を、以下の内容に更新します。

<更新後>

純資産額計算書

メロン世界新興国ソブリン・ファンド

(平成24年12月28日現在)

資産総額	299,855,653円
負債総額	653,635円
純資産総額(-)	299,202,018円
発行済数量	277,871,783口
1単位当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	1.0768円 (10,768円)

(参考)メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド

(平成24年12月28日現在)

資産総額	37,242,492,412円
負債総額	1,356,051,860円
純資産総額(-)	35,886,440,552円
発行済数量	30,998,017,034口
1単位当たり純資産額(/)	1.1577円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況」を、以下の内容に更新します。

<更新後>

(1) 資本金の額（平成25年1月末現在）

資本金 7億9,500万円

発行可能株式総数 20,000株

発行済株式総数 15,900株

最近5年間における主な資本金の額の増減

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構（平成25年1月末現在）

取締役会

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとしてします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、増員または補欠によって選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とします。

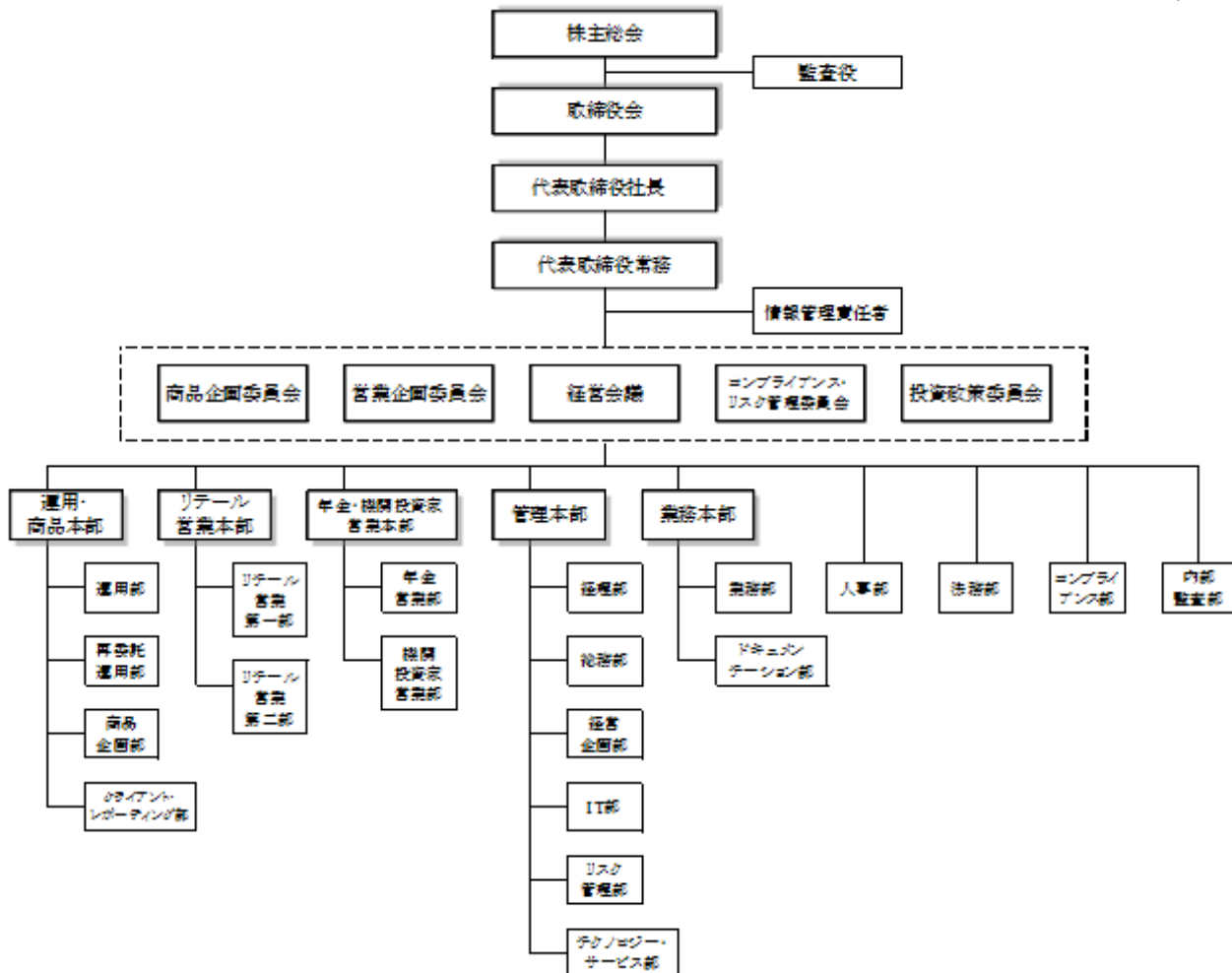
取締役会はその決議により、取締役中より代表取締役を選定し、取締役の中から役付取締役を選定することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役にさしつかえがあるときは、招集については管理担当取締役が、議長には、予め取締役会で定めた順序に従って他の取締役がこれにあたります。取締役会の招集通知は会日の一週間前までに発送します。また、取締役および監査役的全員の同意があるときは、特定の取締役会についてこの招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

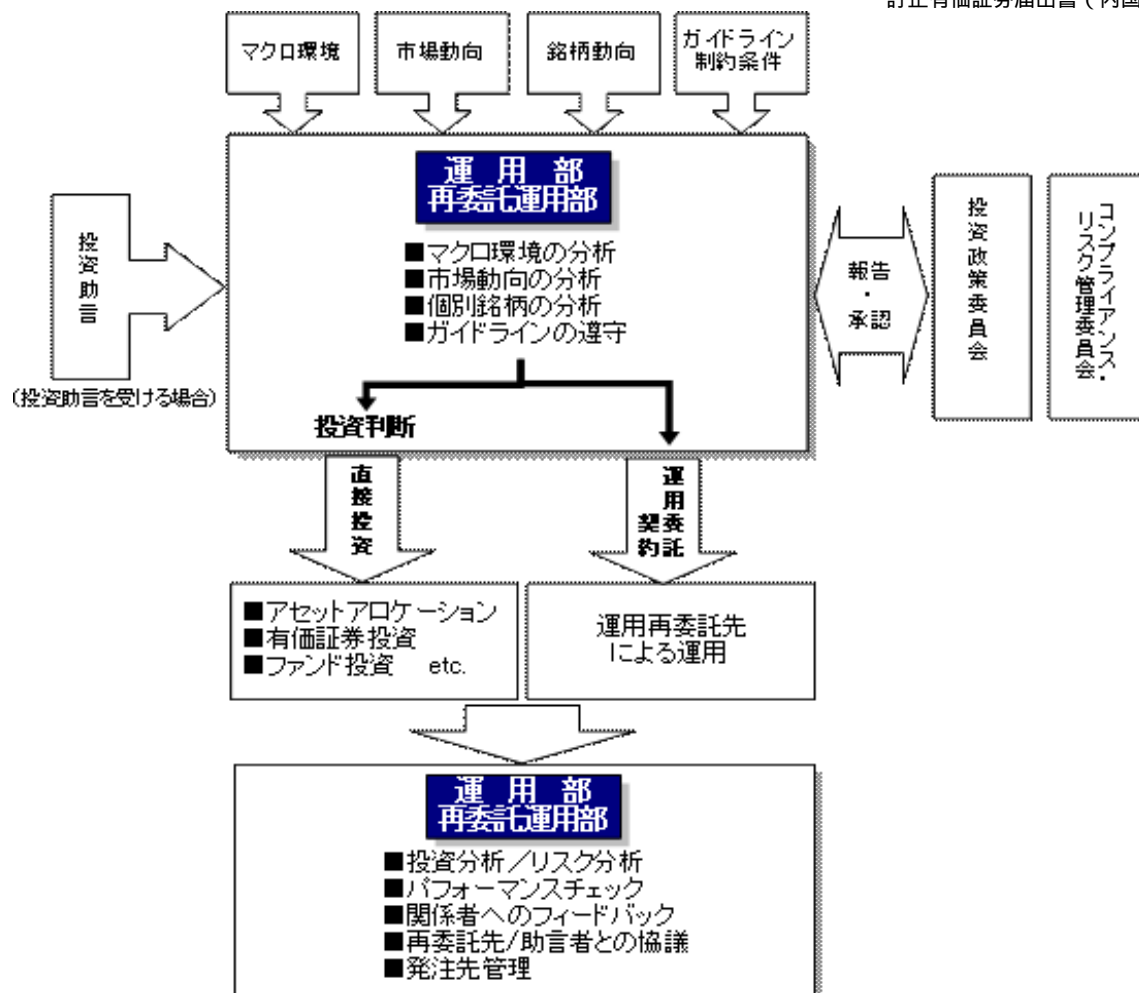
取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その全員一致をもってこれを行います。

業務運営の組織



取締役会は、委託会社の業務執行に関する重要事項を決定します。代表取締役は、委託会社を代表し、全般の業務執行について統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、監査役は、会計監査および業務監査を行います。

（注）上記の組織図は平成25年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。
運用体制



- ・原則として毎月2回開催される投資政策委員会において、ファンドの運用ならびにファンドの運用の指図権限を委託している投資顧問会社の運用が、ファンドの投資基本方針、投資対象、投資制限および運用委託契約に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。
 - ・B N Yメロン・グループ（「ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション」の傘下にある運用会社等のグループ企業）のリサーチ力・運用ノウハウを活用します。
- （注）上記の運用体制は平成25年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」を、以下の内容に更新します。

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務及び第二種金融商品取引業を行っています。平成24年12月末現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計は次のとおりです。（ただし、親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産額合計 (百万円)
公募証券投資信託	23	65,594
追加型株式投資信託	21	65,369
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	2	225
私募証券投資信託	19	81,093
合計	42	146,687

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」の前文について、以下の内容に更新し、年次財務諸表の末尾に中間財務諸表を追加します。

<更新後>

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任あずさ監査法人により受けております。
また、第16期事業年度に係る中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により中間監査を受けております。
3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

<追加>

（中間財務諸表）

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

	当中間会計期末 （平成24年9月30日）	
資産の部		
流動資産		
現金・預金		7,386,118
未収委託者報酬		241,802
未収運用受託報酬		1,507,062
未収収益		84,336
前払費用		29,604
仮払金		3,505
繰延税金資産		183,458
流動資産計		9,435,887
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	*1	3,057
リース資産	*1	10,075
有形固定資産計		13,133
無形固定資産		
ソフトウェア	*2	5,916
ソフトウェア仮勘定		57,465
電話加入権		228
無形固定資産計		63,610
投資その他の資産		
投資有価証券		103,380
長期差入保証金		151,268
長期前払費用		34,532
預託金		75
繰延税金資産		97,560
投資その他の資産計		386,815
固定資産計		463,560
資産合計		9,899,448
負債の部		
流動負債		
未払金		94,155

未払費用		1,380,459
預り金		10,065
未払配当金		4,999,993
未払法人税等		169,539
未払消費税等	*3	6,683
仮受金		28,889
賞与引当金		427,065
リース債務		3,586
流動負債計		7,120,437
固定負債		
役員退職慰労引当金		42,857
退職給付引当金		227,203
リース債務		7,155
固定負債計		277,216
負債合計		7,397,653
純資産の部		
株主資本		
資本金		795,000
資本剰余金		
資本準備金		695,000
資本剰余金計		695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,008,769
利益剰余金計		1,008,769
株主資本計		2,498,769
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		3,024
評価・換算差額等計		3,024
純資産合計		2,501,794
負債・純資産合計		9,899,448

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		1,185,879
運用受託報酬		2,605,339
その他営業収益		117,258
営業収益計		3,908,477
営業費用		2,663,567
営業費用計		2,663,567
一般管理費	*1	1,180,497
営業利益		64,412
営業外収益		3,981
営業外費用		12,043
経常利益		56,350
税引前中間純利益		56,350
法人税、住民税及び事業税		177,163
法人税等調整額		132,855
中間純利益		12,042

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

当中間会計期間

（自平成24年4月1日

至平成24年9月30日）

株主資本	
資本金	
当期首残高	795,000
当中間期末残高	795,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	695,000
当中間期末残高	695,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	5,996,721
当中間期変動額	
剰余金の配当	4,999,993
中間純利益	12,042
当中間期変動額合計	4,987,951
当中間期末残高	1,008,769
株主資本合計	
当期首残高	7,486,721
当中間期変動額	
剰余金の配当	4,999,993
中間純利益	12,042
当中間期変動額合計	4,987,951
当中間期末残高	2,498,769
評価・換算差額等	
当期首残高	5,649
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額	2,624
当中間期変動額合計	2,624
当中間期末残高	3,024
純資産合計	
当期首残高	7,492,370
当中間期変動額	
剰余金の配当	4,999,993
中間純利益	12,042
株主資本以外の項目の当期変動額	2,624
当中間期変動額合計	4,990,575
当中間期末残高	2,501,794

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

期 別	当中間会計期間 （自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）
項 目	
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 器具備品 3年～20年 また、平成19年3月31日以前に取得したものについては従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>(4) 長期前払費用 定額法により償却しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金 将来の役員退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく当中間会計期間未要支給額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間に費用としております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 （平成24年9月30日現在）					
*1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	<table border="0"> <tr> <td>器具備品</td> <td>12,562千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td>6,530千円</td> </tr> </table>	器具備品	12,562千円	リース資産	6,530千円
器具備品	12,562千円				
リース資産	6,530千円				
*2. 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	<table border="0"> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>33,273千円</td> </tr> </table>	ソフトウェア	33,273千円		
ソフトウェア	33,273千円				
*3. 消費税等の取り扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。					

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）	

*1. 減価償却実施額は以下のとおりであります。

有形固定資産	2,205千円
無形固定資産	2,697千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間

（自平成24年4月 1日 至平成24年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式 普通株式	15,900	-	-	15,900

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の 種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成24年8月20日 臨時株主総会	普通株式	4,999,993	314,465	平成24年3月31日	平成24年8月20日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間 （自平成24年4月 1日 至平成24年9月30日）
<p>1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容</p> <p>有形固定資産 コピー機</p> <p>(2) リース資産の減価償却方法</p> <p>中間財務諸表作成の基本となる重要な事項「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>

（金融商品関係）

当中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表上計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
（単位：千円）

	中間貸借対照表上計上額	時価	差額
(1)現金・預金	7,386,118	7,386,118	-
(2)未収委託者報酬	241,802	241,802	-
(3)未収運用受託報酬	1,507,062	1,507,062	-
(4)未収収益	84,336	84,336	-
(5)長期差入保証金	151,268	98,972	52,296
(6)投資有価証券 その他の有価証券	103,380	103,380	-
資産計	9,473,968	9,421,672	52,296
(1)未払費用	1,380,459	1,380,459	-

負債計	1,380,459	1,380,459	-
-----	-----------	-----------	---

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、（4）未収収益

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

（5）長期差入保証金

長期差入保証金については、返還予定時期に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローをその期間に応じた無リスクの利率で割り引いた現在価値によっております。

（6）投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価額によっております。

負債

（1）未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区 分	種類	取得原価	中間貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	65,709	71,840	6,130
	小 計	65,709	71,840	6,130
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	32,791	31,539	1,251
	小 計	32,791	31,539	1,251
合 計		98,500	103,380	4,879

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	1,185,879	2,605,339	117,258	3,908,477

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
1,690,993	393,838	1,817,070	6,574	3,908,477

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	1,719,939	投資運用業
B N Yメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングズ・リミテッド	389,489	投資運用業

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自平成24年4月 1日 至平成24年9月30日)	
1株当たり純資産額	157,345.56円
1株当たり中間純利益金額	757.37円
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
中間純利益（千円）	12,042
普通株式に係る中間純利益（千円）	12,042
普通株式に帰属しない金額（千円）	-
普通株式の期中平均株式数（株）	15,900

(重要な後発事項)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、<訂正前>の内容から<訂正後>の内容に訂正します。
下線部 が訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) 受託会社

名称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（平成24年4月1日現在）

（省略）

<参考：再信託受託者の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成24年3月末現在）

（省略）

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成24年3月末現在)	事業の内容
（省略）		

高木証券株式会社は、平成24年3月1日以降、募集・販売の取扱いを行っておりません。

（省略）

<訂正後>

名称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（平成24年9月末現在）

（省略）

<参考：再信託受託者の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成24年9月末現在）

（省略）

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成24年9月末現在)	事業の内容
（省略）		

高木証券株式会社は、平成24年3月1日以降、募集・販売の取扱いを行っておりません。

（省略）

独立監査人の中間監査報告書

平成25年1月16日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているメロン世界新興国ソブリン・ファンド（年1回決算型）の平成24年5月18日から平成24年11月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、メロン世界新興国ソブリン・ファンド（年1回決算型）の平成24年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年5月18日から平成24年11月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月26日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成24年9月30日現在の財務状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

